

新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針 (BCP)

令和2年4月24日策定
令和3年5月18日改訂
旭川医科大学危機管理室

レベル		研究活動	授業（講義・演習・実習）等	学生の課外活動	会議等（研修・説明会を含む）	勤務体制	学外者の入構管理
O	通常						
1	制限（小）	北海道内に罹患者が発生するなど、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合	○感染防止対策を講じた上で、研究活動を行うことができるが、学生・研究員・研究スタッフは、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になつていいかを確認し、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。 ○オンライン授業を積極的に利用する。	○感染防止に最大限配慮した上での許可とする。詳細は、学生行動指針において別途定める。	○感染拡大防止措置を講じた上で、対面会議を行う。 ○WEB会議やメール等による書面会議を推奨する。	○各部署は、通常と同様の範囲の業務を行う。 ○時差出勤や休日の振替等を活用し、感染拡大防止措置を講じる。 ○安全確保の観点から、一部の職員に対して在宅勤務等を命じることがある。在宅勤務者に対しては、在宅で処理が可能な業務を行わせる。
2	制限（中）	北海道知事ほか地方自治体から、平日の自宅待機その他の行動規制に関する要請があった場合	○実験、研究の実施にあたっては感染防止対策に十分留意し、各講座・施設の長は必要最小限の研究関係者のみ短時間の立ち入りを許可する。	○オンライン授業を中心実施する。 ○演習、実験、実習等は感染拡大防止措置を講じた上で対面で実施する。 ○講座等における、授業以外の学生の学修・研究活動は最小限の範囲で認める。	○全面禁止とする。	○対面会議を行う場合は、感染防止対策を講じた上で、実施する。 ○可能な限り、WEB会議やメール等による書面会議へ移行する。	○各部署は、時差出勤や休日の振替等を活用し、感染拡大防止措置を講じる。 ○安全確保の観点から、一部の職員に対して在宅勤務等を命じることがある。各部署は、在宅勤務者の割合に応じ、優先度の高い業務を行う。
3	制限（大）	国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、北海道知事から、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型コロナウイルスの感染の防止に必要な協力を要請された場合など	○実験、研究の実施にあたっては感染防止対策に十分留意し、各講座・施設の長は必要最小限の研究関係者のみ短時間の立ち入りを許可する。 ○感染が拡大した場合には速やかに中断、休止できる計画のもとに実施する。	○授業は原則的にオンラインで実施する。 ○1、2年生の講義に関しては、必要に応じ、感染防止対策を講じた上で対面で実施することができる。 ○教育上必要な場合には、演習、実習、定期試験等は感染防止対策を講じた上で対面で実施することができる。 ○講座等における、授業以外の学生の学修・研究活動は、継続中のものに限り、最小限の範囲で認める。	○全面禁止とする。	○原則、WEB会議やメール等による書面会議により実施する。 ○ただし、秘匿情報等を取扱う会議等は、感染拡大防止策を講じた上で、対面会議も可能とする。	○各部署は、勤務体制の柔軟化を行い、大学機能を維持する。 ○感染拡大防止及び安全配慮の観点から、職員に対して在宅勤務を命じることがある。
4	活動の原則停止	大学を閉鎖せざるを得ない場合	○大学機能を最小限維持するため、部局長など組織代表者の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみ立ち入りを可能とする。	○全ての授業を休講とする。	○全面禁止とする。	○会議等は原則延期又は中止とする。 ○ただし、大学運営上必要最小限の会議等は、感染拡大防止策を講じた上で開催する。	○大学施設の維持管理要員のみ出勤とする。
※ この行動指針は、感染フェーズの変化等、今後の状況に応じ、隨時見直しを行う場合がある							
※ 本学関係者に罹患者が発生した場合等には、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要に応じてレベルの見直しを行う。							

※ この行動指針は、感染フェーズの変化等、今後の状況に応じ、隨時見直しを行う場合がある
※ 本学関係者に罹患者が発生した場合等には、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要に応じてレベルの見直しを行う。